## 地権者のみなさんへ

## 支障木の伐採等についてのお願い

冬季は積雪による倒木が発生しやすく、道路通行上の支障となる事例も多数 見受けられます。

これらが原因となり車両や歩行者に事故が発生した場合には、<u>土地の所有者</u>が賠償責任を問われることがあります。

※民法第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任

※道路法第43条 道路に関する禁止行為

<u>所有されている道路沿いの土地で、道路の通行に支障をきたすことが予想される竹木等がある場合は、事前に伐採をお願い致します。</u>

また、緊急の場合は、道路通行の支障となる竹木などを予告なく伐採・撤去 することがありますので、ご理解をお願い致します。





道路通行上に支障を招くと通行止めや、 対向車線にはみ出した車両が対向車と衝突 死亡事故につながることも。

## 一支障木の伐採について一

- ・冬季の伐採は危険を伴いますので、降雪前に行いましょう。 (大きくならないうちに取り除けば経費・労力の軽減になります。)
- ・電線等が近くにある場合は、十分気をつけて作業を行ってください。

角田市産業建設部十木課 0224-63-2122